

高浜発電所 3 号機及び 4 号機

デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因
故障緩和対策に関する要件整合確認書
(手順書)

2023年11月 9日

原子力エネルギー協議会

1. はじめに

関西電力(株)は、高浜発電所 3 号機及び 4 号機のデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策(以下、「デジタル CCF 対策」という。)に係る安全対策に関して、技術要件書*の「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」の各要求内容に整合しているかの確認を行い、2023 年 10 月 31 日に「高浜発電所 3 号機及び 4 号機 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書(手順書)(以下、「要件整合報告書(手順書)」という。)」を ATENA に提出した。

ATENA は、受領した要件整合報告書(手順書)の確認を行い、確認結果を本要件整合確認書として取りまとめた。

※原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する技術要件書(ATENA 20-ME05 Rev.1)

2. 確認方法

「高浜発電所 3 号機及び 4 号機 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書(詳細設計)(改訂 1)(以下、「要件整合報告書(詳細設計)」という。)」に示された設備設計、及び有効性評価で想定した手段と運転操作条件が手順書に記載されており、その手順書に基づき運転員の習熟を図る教育及び訓練計画が定められていることを確認する。

具体的には、受領した要件整合報告書(手順書)及びそのエビデンス(手順及び教育訓練に係る規定文書)に対して、表1に示す確認内容及び確認の観点に基づき、技術要件書の「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」の各要求内容に対する整合性の確認を行う。

なお、今回の要件整合確認における確認体制及び確認フローについて、添付資料 1 に示す。

表1 要件整合確認(手順書)における確認内容及び確認の観点

技術要件書の要求	確認内容	確認の観点
5.1 手順書の整備	デジタル安全保護回路の自動動作が要求されたときに原子炉停止系統及び工学的安全施設が作動していないことを認知する手段を特定し、ソフトウェアCCF事象を判断する手順が記載されていること。	① デジタル安全保護回路の自動動作が要求される状況において、デジタル安全保護回路が作動せずに多様化設備の自動動作や警報発信によってソフトウェア CCF 事象の発生を認知する手段と手順が記載されているか。その上で、ソフトウェア CCF 事象と重畳して発生している起回事象を判別する手順が記載されているか。
	所定の手順に移行する方法が明確になっていること。	② 起回事象を判別した結果から、所定の手順に移行する方法が記載されているか。
	運転操作を行う場合の判断条件及び操作場所が記載されていること。	③ 運転操作を行う場合の手段(自動動作機能、手動機能、警報機能、指示機能)とその判断条件(設定値や状態表示)及び操作・監視を行う場所(盤略号など)が記載されているか。
	プラント状態を監視するための手段及びその設置場所が記載されていること。	④ 原子炉停止系統及び工学的安系施設の作動状況、多様化自動動作設備の作動状況及び手動操作によるプラント状態を監視するための手段(警報機能、指示機能など)及び監視を行う場所(盤略号など)が記載されているか。
5.2 教育及び訓練の実施	運転員に対して、整備された手順書の内容について習熟を図ることができるよう、教育及び訓練が計画されていること。	⑤ デジタル安全保護回路のソフトウェア CCFの対応について運転員の習熟を図る教育及び訓練計画が記載されているか。

3. 要件整合確認結果

手順書の整備と教育及び訓練の実施に対する要件整合性について、技術要件書の「5.1 手順書の整備」及び「5.2 教育及び訓練の実施」の各要求内容に対して、表1に示す確認内容及び確認の観点に基づき、要件整合報告書(手順書)及び表2に示すエビデンス(手順及び教育訓練に係る規定文書)の内容を確認した。

各要求内容に対する確認結果については表3に示す。

表2 エビデンス(手順及び教育訓練に係る規定文書)

	規定文書	添付資料番号
手順に係る規定文書	警報時操作所則 ・安全保護アナログ盤作動	添付資料 2
	事故時操作所則 ・ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ ・ソフトウェア CCF 時安全注入作動 ・ソフトウェア CCF 時冷却材喪失 ・ソフトウェア CCF 時主蒸気・主給水管破断 ・ソフトウェア CCF 時蒸気発生器細管破損	
教育訓練に係る規定文書	運転員教育訓練要綱指針(別表 3.5.1)	
	教育実施例(ガイド表)(ソフトウェア共通要因故障(CCF)対応教育訓練)	

(1)「5.1 手順書の整備」について

警報時操作所則及び事故時操作所則に以下の内容が記載されていることを確認した。

- ・ 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、デジタル安全保護回路の自動作動が要求される状況において、デジタル安全保護回路が作動せずに多様化設備である共通要因故障対策設備の自動作動や警報発信によってソフトウェア CCF 事象の発生を認知し、その上で、冷却材喪失等の起因事象を判別する手順が記載されていること。
- ・ 起因事象の判別の手順から事故時操作所則の「ソフトウェア CCF 時冷却材喪失」等の所定の運転操作手順へ移行する方法が記載されていること。
- ・ 運転操作を行う場合の判断条件及び操作場所(設計基準対処施設と供用するもの以外について)が記載されていること。
- ・ プラント状態を監視するための計器及びその設置場所(設計基準対処施設と供用

するもの以外について)が記載されていること。

- ・ 上記のソフトウェア CCF 事象発生への認知、起回事象の判別、運転操作及びプラント状態の監視に関して、必要な手段として添付資料 3 に示す要件整合報告書(詳細設計)(改訂 1)の別表 1 から別表 4 の機能(自動動作機能、手動作動機能、警報機能、指示機能)が操作場所(設計基準対処施設と供用するもの以外について)も含めて記載されていること、及び有効性評価で想定した運転操作開始や機器状態等の運転操作条件が記載されていること。

以上のことから、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故にソフトウェア CCF が重畳したことを判断した上で、必要な運転操作を実施し、判断基準を概ね満足した状態で事象を収束するための手順書が整備されていることを確認した。

(2)「5.2 教育及び訓練の実施」について

教育及び訓練に関しては、運転員教育訓練要綱指針及び教育実施例(ガイド表)において、従来の事故時の手順書と同じ教育訓練体系の中に今回整備した手順書の訓練が追加されており、対象者及び実施頻度についても従来の事故時の手順書と同じく管理されることを確認した。

以上のことから、整備された手順書に従いの確かな対処をするために必要な力量を付与させるための教育及び訓練を、その対象者及び実施頻度を含め適切に計画し、実施することが規定されていることを確認した。

4. まとめ

高浜発電所 3 号機及び 4 号機の要件整合報告書(手順書)は、技術要件書の「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」の各要求内容に対して全て整合していることを確認した。

5. 添付資料

添付資料 1 要件整合確認における確認体制及び確認フロー

添付資料 2 高浜発電所 3 号機及び 4 号機 要件整合報告書(手順書)

添付資料(抜粋)

添付資料 3 高浜発電所 3 号機及び 4 号機 要件整合報告書(詳細設計)(改訂 1)

別表 1 から別表 4(添付 2 の設定値根拠は添付を省略)

表3 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合確認結果

【対象：高浜発電所3号機及び4号機（手順書）】

(判定記号) ○：整合性有 -：該当なし

ATENA 技術要件書	事業者の要件整合報告の内容			ATENA による要件整合確認結果	
	記載内容(概要)	要件整合性			規定文書
要求内容		判定	理由		
5.1 手順書の整備					
<p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した際に、デジタル安全保護回路の安全機能の喪失によって、原子炉停止系統及び工学的安全系施設が自動作動していないことを運転員が認知した場合に、その要因がソフトウェア CCF の重畳によることを判断した上で、必要な運転操作を実施し、判断基準を概ね満足した状態で事象を収束することができるための手順書を整備すること。</p>	<p>ソフトウェア CCF 対策の手順書の整備については、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故にソフトウェア CCF が重畳した事象を想定(デジタル安全保護系は全ての機能が喪失する)し、運転員の必要な操作により事象を収束する手順書を整備した。</p> <p>なお、当該手順書は、通常の事故時手順書とは独立した手順書であり、具体的には、以下の内容を手順書に整備した。</p> <p>1. 警報時操作所則 共通要因故障対策設備作動 ・デジタル安全保護回路の安全機能が喪失し、デジタル安全保護回路から原子炉停止系統及び工学的安全系施設が自動作動していないことを共通要因故障対策設備の警報発信により運転員が判断する。</p> <p>2. 事故時操作所則 ・デジタル安全保護回路の安全機能が喪失し、共通要因故障対策設備から原子炉トリップ信号が発信した場合等に、以下の手順のいずれかに移行し、必要な運転操作(手動操作、現場操作)を行う。 ソフトウェア CCF 時 原子炉トリップ ソフトウェア CCF 時 安全注入作動</p> <p>・事象判別を行い、ソフトウェア CCF 時に想定する事象に対応するための以下の手順のいずれかに移行し、必要な運転操作(手動操作、現場操作)を行う。 ソフトウェア CCF 時 冷却材喪失 ソフトウェア CCF 時 主蒸気・主給水管破断 ソフトウェア CCF 時 蒸気発生器細管破損</p>	○	<p>以下の手順が規定文書に定められていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した際に、デジタル安全保護回路の安全機能が喪失していることを、原子炉停止系統及び工学的安全系施設等が自動作動していないこと及び多様化設備である共通要因故障対策設備の警報により認知できること。 ・上記よりソフトウェア CCF の重畳によることを判断した上で、所定の運転操作を実施する手順にエントリーできることが明確になっていること。 ・判断基準を概ね満足した状態で事象を収束することができるよう、有効性評価で想定している運転操作条件を考慮した手順となっていること。 ・「高浜発電所3号機及び4号機 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書(詳細設計)」の「3.2 機能要求」で確認した自動作動機能、手動機能、警報機能及び指示機能について、手順に反映されており、運転操作を行う条件(運転操作の開始や機器状態など)及び操作場所(盤略号など)が明確化されていること。 	<p>警報時操作所則 ・安全保護アナログ盤作動 (R-5-D5)</p> <p>事故時操作所則 ・ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ (E-1) ・ソフトウェア CCF 時安全注入作動 (E-2-(1)) ・ソフトウェア CCF 時冷却材喪失 (E-2-(1)-a) ・ソフトウェア CCF 時主蒸気・主給水管破断 (E-2-(1)-b) ・ソフトウェア CCF 時蒸気発生器細管破損 (E-2-(1)-c)</p>	<p>表1に示す確認内容及び確認の観点に基づき確認 ①～⑤の番号は表1の確認の観点の番号</p> <p>① 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、デジタル安全保護回路の自動作動が要求される状況において、デジタル安全保護回路が作動せずに多様化設備である共通要因故障対策設備の自動作動や警報発信によってソフトウェア CCF 事象の発生を認知した上で、ソフトウェア CCF 事象と重畳して発生している起回事象を判別する手順が記載されていることを確認した。 具体的には、ソフトウェア CCF 事象発生時の認知及び起回事象判別のための手段として要件整合報告書(詳細設計)の別表1から4の機能(自動作動機能、手動機能、警報機能、指示機能)が具体的に記載されていることを確認した。 【確認資料】 ・警報時操作所則 ・事故時操作所則</p> <p>② 起回事象判別の結果、事故時操作所則の「ソフトウェア CCF 時冷却材喪失」、「ソフトウェア CCF 時主蒸気・主給水管破断」、「ソフトウェア CCF 時蒸気発生器細管破断」の各手順へ移行する方法が記載されていることを確認した。 【確認資料】 ・事故時操作所則「ソフトウェア CCF 時安全注入作動」の本文及び操作フロー</p> <p>③ 運転操作を行うための手段(自動作動機能、手動機能、警報機能、指示機能)、運転操作を行う条件(運転操作の開始や機器状態など)及び操作・監視する機器の設置場所(設計基準対処施設と共用するもの以外について)が記載されていることを確認した。 【確認資料】 ・事故時操作所則</p> <p>④ 事故時操作所則に、プラント状態を監視する手段(警報機能、指示機能)及び監視する機器の設置場所(設計基準対処施設と共用するもの以外について)が記載されていることを確認した。 【確認資料】 ・事故時操作所則</p>

表3 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合確認結果
 【対象：高浜発電所3号機及び4号機（手順書）】

(判定記号) ○：整合性有 -：該当なし

ATENA 技術要件書	事業者の要件整合報告の内容			規定文書	ATENA による要件整合確認結果
	記載内容(概要)	要件整合性			
		判定	理由		
要求内容					表1に示す確認内容及び確認の観点に基づき確認 ①～⑤の番号は表1の確認の観点の番号
5.2 教育及び訓練の実施					
運転員には、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して、整備された手順書に従いたる確な対処をするために必要な力量を付与させるための教育及び訓練を、その対象・実施頻度を含め適切に計画し、実施すること。	ソフトウェアCCFに係る教育及び訓練については、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して、整備された手順書に従いたる確な対処をするために教育及び訓練を実施する計画(対象者、頻度)を整備した。	○	運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して整備した手順書に従いたる確な対処をするため、運転員に対し、必要な力量を付与する教育及び訓練(実施頻度含む)を適切に計画・実施することが規定文書に定められていることを確認した。	運転員教育訓練要綱指針 ・別表 3.5.1 教育実施例(ガイド表) ・ソフトウェア共通要因故障(CCF)対応教育訓練	⑤ 従来の事故時の手順書と同じ教育訓練体系の中に今回整備した手順書の訓練が追加されており、対象者及び実施頻度についても従来の事故時の手順書と同じく管理されることを確認した。 【確認資料】 ・運転員教育訓練要綱指針(別表 3.5.1) ・教育実施例(ガイド表)(ソフトウェア共通要因故障(CCF)対応教育訓練)

要件整合確認における確認体制及び確認フロー

要件整合確認における確認体制及び確認フロー

1. 確認体制

今回の要件整合確認は、下表に示す ATENA 確認チームにて実施した。

なお、ATENA 確認チームの人選にあたっては、当該プラントのデジタル CCF 対策設備の詳細設計、有効性評価、手順書整備などに直接関わっていないことを条件に、業務経歴をもとに力量を確認した。

表 ATENA 確認チーム

	氏名	所属・役職
責任者	■■■■■	原子力エネルギー協議会 技術班 部長
担当者	■■■■■	原子力エネルギー協議会 運営班 副部長

2. 確認フロー

今回の要件整合確認にあたっては、以下のフローで実施した。

- ATENA-WG(デジタル CCF-WG)にて要件整合報告書(手順書)の記載内容や様式の検討を行い、その検討結果をもとに事業者は要件整合報告書(手順書)を取りまとめ、ATENA に提出した。
- ATENA は、受領した要件整合報告書(手順書)及びエビデンス(手順及び教育訓練に係る規定文書)の記載内容について、ATENA 確認チームによる要件整合確認を行った。
- ATENA 確認チームは、要件整合確認結果を ATENA 役員に報告し、承認を得た。

高浜発電所 3 号機及び 4 号機 要件整合報告書(手順書)
添付資料(抜粋)

高浜発電所3号機及び4号機

デジタル安全保護回路の
ソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する
要件整合報告書(手順書)

関西電力株式会社

II. 添 付 書 類

目 次

添付1 高浜発電所3・4号機 警報時操作所則

添付1-1 安全保護アナログ盤作動 (R-5-D5)

添付2 高浜発電所3・4号機 事故時操作所則

添付2-1 ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ (E-1)

添付2-2 ソフトウェア CCF 時安全注入作動 (E-2-(1))

添付2-3 ソフトウェア CCF 時冷却材喪失 (E-2-(1)-a)

添付2-4 ソフトウェア CCF 時主蒸気・主給水管破断 (E-2-(1)-b)

添付2-5 ソフトウェア CCF 時蒸気発生器細管破損 (E-2-(1)-c)

添付3 運転員教育訓練要綱指針

添付3-1 別表3.5.1

添付4 教育実施例(ガイド表)

添付4-1 ソフトウェア共通要因故障(CCF)対応教育訓練

添付1 高浜発電所3・4号機 警報時操作所則

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付1-1 安全保護アナログ盤作動 (R-5-D5)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2 高浜発電所3・4号機 事故時操作所則

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2-1 ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ(E-1)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2-2 ソフトウェア CCF 時安全注入作動(E-2-(1))

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2-3 ソフトウェア CCF 時冷却材喪失(E-2-(1)-a)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2-4 ソフトウェア CCF 時主蒸気・主給水管破断(E-2-(1)-b)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付2-5 ソフトウェア CCF 時蒸気発生器細管破損(E-2-(1)-c)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付3 運転員教育訓練要綱指針

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付3-1 別表3.5.1

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付4 教育実施例(ガイド表)

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付4-1 ソフトウェア共通要因故障(CCF)対応教育訓練

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

高浜発電所3号機及び4号機 要件整合報告書(詳細設計)(改訂1)

別表1から別表4

(添付2の設定値根拠は添付を省略)

高浜発電所3号機及び4号機

デジタル安全保護回路の
ソフトウェア共通要因故障緩和対策
に関する要件整合報告書(詳細設計)(改訂1)

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

別表1 共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表

高浜3号機(4号機も同様)

1. 原子炉非常停止信号

原子炉非常停止信号の種類	検 出 器 及 び 作 動 条 件				原 子 炉 非 常 停 止 信 号 発 信 せ ぬ 信 号 の 個 数	設 定 値	原 子 炉 非 常 停 止 信 号 を 発 信 さ せ ぬ 条 件	備 考
	検 出 器 の 種 類	個 数	取 付 箇 所					
蒸気発生器 水位異常低 (CCF)	A 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. I)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	A 蒸気発生器 -	2	計器スパンの 7%以上、か つ、11%以下	正常に原子炉トリップした場合には、 共通要因故障対策 設備からの作動信 号をブロックする。	各検出器は設計基準 対象施設と共用 設定値根拠は添付2 参照
			設 置 床					
	B 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. II)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	B 蒸気発生器 -				
			設 置 床					
	C 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. III)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	C 蒸気発生器 -				
			設 置 床					

別表1 共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表

原子炉非常停止信号の種類	検 出 器 及 び 作 動 条 件				原子炉非常停止に要する信号の個数	設定値	原子炉非常停止信号を発信させない条件	備 考
	検 出 器 の 種 類	個 数	取 付 箇 所					
加圧器 圧力低 (CCF)	加圧器圧力 検出器 (Ch. I)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	加圧器 -	2	12.42MPa[gage] 以上、かつ、 12.72MPa[gage] 以下	正常に原子炉トリップした場合には、共通要因故障対策設備からの作動信号をブロックする。	各検出器は設計基準対象施設と共用 設定値根拠は添付2参照
			設 置 床					
	加圧器圧力 検出器 (Ch. II)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	加圧器 -				
			設 置 床					
加圧器 圧力高 (CCF)	加圧器圧力 検出器 (Ch. I)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	加圧器 -	2	16.60MPa[gage] 以上、かつ、 16.90MPa[gage] 以下	正常に原子炉トリップした場合には、共通要因故障対策設備からの作動信号をブロックする。	各検出器は設計基準対象施設と共用 設定値根拠は添付2参照
			設 置 床					
	加圧器圧力 検出器 (Ch. II)	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	加圧器 -				
			設 置 床					

別表1 共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表

2. 工学的安全施設等の作動信号

工学的 安全施設等の 作動信号の 種類	検 出 器 及 び 作 動 条 件				工学的 安全施設等の 作動に 要する 信号の個数	設定値	工学的 安全施設等の 作動信号を 発せない 条件	備 考	
	検出器の 種類	個 数	取 付 箇 所						
補助給水 ポンプ 起動信号	蒸気発生器 水位異常低 (CCF)	A 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. I)	1	系 統 名 (ライン名)	A 蒸気発生器 —	2	計器スパン の 7%以上、 かつ、11% 以下	正常に補助給水ポン プが起動した場合、 自動で補助給水ポン プ起動信号が阻止さ れる。	各検出器は設計 基準対象施設と 共用 設定値根拠は添 付2参照
				設 置 床					
		B 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. II)	1	系 統 名 (ライン名)	B 蒸気発生器 —				
				設 置 床					
		C 蒸気発生器 狭域水位 検出器 (Ch. III)	1	系 統 名 (ライン名)	C 蒸気発生器 —				
				設 置 床					

別表1 共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表

工 学 的 安 全 施 設 等 の 作 動 信 号 の 種 類	検 出 器 及 び 作 動 条 件				工 学 的 安 全 施 設 等 の 作 動 信 号 を 発 信 さ せ ない 条 件	備 考
	検 出 器 の 種 類	個 数	取 付 箇 所	工 学 的 安 全 施 設 等 の 作 動 に 要 す る 信 号 の 個 数		
主蒸気 ライン 隔離信号	(注1)				正常に原子炉トリップした場合には自動で主蒸気ライン隔離信号が阻止される。	(注1)
主給水 ライン 隔離信号	(注1)				正常に原子炉トリップした場合には自動で主給水ライン隔離信号が阻止される。	(注1)

(注1) 蒸気発生器水位異常低 (CCF)、加圧器圧力低 (CCF)、加圧器圧力高 (CCF) 及び補助給水ポンプ起動信号と同じ

別表1 共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表

工学的安全施設等の作動信号の種類		検 出 器 及 び 作 動 条 件				工学的安全施設等の作動に要する信号の個数	設定値	工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件	備 考
		検出器の種類	個数	取 付 箇 所					
非常用炉心冷却設備作動信号	加圧器圧力異常低 (CCF)	加圧器圧力検出器 (Ch. I)	1	系 統 名 (ライン名)	加圧器 —	2	11.30MPa[gage]以上、かつ、11.42MPa[gage]以下	正常に安全注入が作動した場合には、共通要因故障対策設備からの作動信号をブロックする。	各検出器は設計基準対象施設と共用 設定値根拠は添付2参照
				設 置 床					
		加圧器圧力検出器 (Ch. II)	1	系 統 名 (ライン名)	加圧器 —				
				設 置 床					
B余熱除去ポンプミニマムフロー弁開信号	B余熱除去ポンプ吐出流量低 (CCF)	B余熱除去ポンプ吐出流量検出器 (Ch.IV)	1	系 統 名 (ライン名)	B余熱除去ポンプミニマムフローライン	1	94m ³ /h以上、かつ134m ³ /h以下	正常に安全注入が作動した場合には共通要因故障対策設備からの作動信号をブロックする。	検出器は設計基準対象施設と共用 設定値根拠は添付2参照
				設 置 床					
B余熱除去ポンプミニマムフロー弁閉信号	B余熱除去ポンプ吐出流量高 (CCF)	B余熱除去ポンプ吐出流量検出器 (Ch.IV)	1	系 統 名 (ライン名)	B余熱除去ポンプミニマムフローライン	1	217m ³ /h以上、かつ237m ³ /h以下	正常に安全注入が作動した場合には、共通要因故障対策設備からの作動信号をブロックする。	検出器は設計基準対象施設と共用 設定値根拠は添付2参照
				設 置 床					

別表2 共通要因故障対策設備が有する手動作動機能一覧表

高浜3号機(4号機も同様)

操 作 器 の 種 類		個数	取 付 箇 所 (設 置 床)	備 考
原子炉トリップ		2		各操作器は設計 基準対象施設と 共用
主給水隔離	A ループ	1		
	B ループ	1		
	C ループ	1		
主蒸気隔離	全ループ	2		
	A ループ	1		
	B ループ	1		
	C ループ	1		
安全注入作動		2		
格納容器隔離		2		
補助給水流量調整・隔離		3		
主蒸気逃がし弁		3		
加圧器逃がし弁		3		

別表3 共通要因故障対策設備が有する警報機能一覧表

高浜3号機(4号機も同様)

警 報 の 種 類	個 数	取 付 箇 所 (設 置 床)	備 考	
安 全 保 護 ア ナ ロ グ 作 動 警 報	1		設計基準対象施設の警報設備とは異なる設備として、安全保護アナログ盤の表示パネルに設置する。	
加 圧 器 低	1			
フ ェ ー ス ト ア ウ ト 報 警	加 圧 器 高			1
	蒸 気 発 生 器 低 水 位 異 常			1
蒸 気 発 生 器 高 報 水 位 異 常	1			
加 圧 器 圧 力 異 常 低 動 安 全 注 入 作 動	1			

別表4 共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表

高浜3号機

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所	備考
中間領域 中性子束 (Ch. I)	γ線補償型 電離箱	$10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{n/cm}^2\text{s}$)	1	系統名 (ライン名)	—
				設置床	
1次冷却材圧力 (Ch. II)	弾性圧力 検出器	0~20.6MPa[gage]	1	系統名 (ライン名)	B ループ
				設置床	
1次冷却材 低温側温度 (広域) (Ch. II)	測温 抵抗体	0~400℃	3	系統名 (ライン名)	A,B,C ループ
				設置床	
加圧器水位 (Ch. I)	差圧式 水位検出器	0~100%	1	系統名 (ライン名)	加圧器 —
				設置床	
蒸気発生器 蒸気圧力 (Ch. III)	弾性圧力 検出器	0~8.3MPa[gage]	1	系統名 (ライン名)	C 主蒸気管
				設置床	
蒸気発生器 蒸気圧力 (Ch. IV)	弾性圧力 検出器	0~8.3MPa[gage]	2	系統名 (ライン名)	A,B 主蒸気管
				設置床	

各検出器～指示計
は設計基準対象施
設と共用

別表4 共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表

名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	個 数	取 付 箇 所	備 考
蒸気発生器 狭域水位 (Ch. I)	差圧式 水位検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	A 蒸気発生器
				設 置 床	
蒸気発生器 狭域水位 (Ch. II)	差圧式 水位検出器	0~100%	2	系 統 名 (ラ イ ン 名)	B,C 蒸気発生器
				設 置 床	
格納容器 広域圧力 (Ch. I)	弾性圧力 検出器	0~345kPa[gage]	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—
				設 置 床	
燃料取替用水 タンク水位 (Ch. II)	差圧式水位 検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	燃料取替用水 タンク
				設 置 床	
格納容器再循環 サンプル広域水位 (Ch. IV)	差圧式水位 検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	格納容器再循環 サンプル B
				設 置 床	

各検出器～指示
計は設計基準対
象施設と共用

別表4 共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表

高浜4号機

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所	備考
中間領域 中性子束 (Ch. I)	γ線補償型 電離箱	$10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{n/cm}^2\text{s}$)	1	系統名 (ライン名)	—
				設置床	
1次冷却材圧力 (Ch. II)	弾性圧力 検出器	0~20.6MPa[gage]	1	系統名 (ライン名)	B ループ
				設置床	
1次冷却材 低温側温度 (広域) (Ch. II)	測温 抵抗体	0~400℃	3	系統名 (ライン名)	A,B,C ループ
				設置床	
加圧器水位 (Ch. I)	差圧式 水位検出器	0~100%	1	系統名 (ライン名)	加圧器 —
				設置床	
蒸気発生器 蒸気圧力 (Ch. III)	弾性圧力 検出器	0~8.3MPa[gage]	1	系統名 (ライン名)	C 主蒸気管
				設置床	
蒸気発生器 蒸気圧力 (Ch. IV)	弾性圧力 検出器	0~8.3MPa[gage]	2	系統名 (ライン名)	A,B 主蒸気管
				設置床	

各検出器～指示計
は設計基準対象施設
と共用

別表4 共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表

名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	個 数	取 付 箇 所	備 考
蒸気発生器 狭域水位 (Ch. I)	差圧式 水位検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	A 蒸気発生器
				設 置 床	
蒸気発生器 狭域水位 (Ch. II)	差圧式 水位検出器	0~100%	2	系 統 名 (ラ イ ン 名)	B,C 蒸気発生器
				設 置 床	
格納容器 広域圧力 (Ch. I)	弾性圧力 検出器	0~345kPa[gage]	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—
				設 置 床	
燃料取替用水 タンク水位 (Ch. II)	差圧式水位 検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	燃料取替用水 タンク
				設 置 床	
格納容器再循環 サンプル広域水位 (Ch. IV)	差圧式水位 検出器	0~100%	1	系 統 名 (ラ イ ン 名)	格納容器再循環 サンプル B
				設 置 床	

各検出器～指示
計は設計基準対
象施設と共用